

岩手労働局は、

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています！

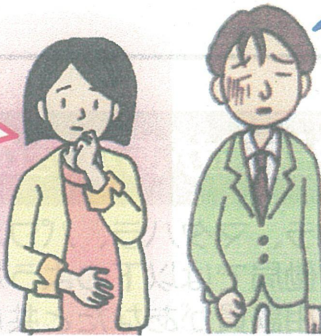
働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

岩手労働局では、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」の一環として、**セクハラ**、**マタハラ**、**パワハラ**などの職場のハラスメントに関し、働く人や企業の担当者などからの相談をお受けしています。

たとえば・・・

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と何度も言われた。

上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。



皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された。

必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗（しつよう）に叱られた。

先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶もしてくれない。

ハ
ラ
ス
メ
ン
ト
！
と

はっきりと意志を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは、状況は改善されません。「**やめてください**」「**私はイヤです**」と**あなたの意思を伝えましょう**。

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。また、問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

会社の窓口にご相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。**会社の人**事労務などの相談担当者や信頼できる**上司に相談しましょう**。労働組合に相談する方法もあります。

社内に相談相手がいけないときは、ひとりで悩まずに、**岩手労働局**に相談しましょう。

岩手労働局特別相談窓口

○ セクハラ・マタハラなどに関する相談

- ・相談先 岩手労働局雇用環境・均等室
- ・連絡先 電話019-604-3010
- ・場所 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

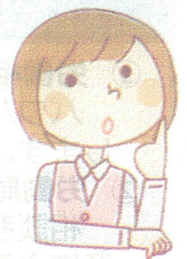
○ パワハラに関する相談

- ・相談先 岩手労働局総合労働相談コーナー
- ・連絡先 電話019-604-3002、フリーダイヤル0120-980-783
(岩手県内の一般電話、公衆電話から通話ができます。)
- ・場所 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

◎ 各地域の総合労働相談コーナー（各労働基準監督署内に設置しています。）

盛岡相談コーナー 019-604-2530
花巻相談コーナー 0198-23-5231
一関相談コーナー 0191-23-4125
二戸相談コーナー 0195-23-4131

宮古相談コーナー 0193-62-6455
釜石相談コーナー 0193-23-0651
大船渡相談コーナー 0192-26-5231



● セクシュアルハラスメントとは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

● マタニティーハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

● パワーハラスメントとは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

相談して
ください！

岩手労働局があなたのお力になります！

セクハラ、マタハラ、パワハラに関する相談に対し、岩手労働局では以下のような援助などを行っています。専門の相談員があなたと共に考え解決のお手伝いをします。

セクハラ、マタハラなどに関する相談

① 労働相談での対応

セクハラ、マタハラなどの相談をお受けしています。相談の内容により、男女・雇用機会均等法、育児・介護休業法、その他適用される法令の説明をした上で、対処方法についてご相談に応じます。

② 労働局長による行政指導

労働相談に基づいて、法律違反の可能性が認められる場合、事業所に対し「行政指導」等を行い是正等を図ります。

③ 紛争の解決援助制度

労使の紛争状態を解決するため、①岩手労働局長による援助（助言、指導、勧告）を行い解決を図る方法と②弁護士等の調停委員が労使双方の話を聞き、調停により解決を図るものがあります。

パワハラに関する相談

① 労働相談での対応

パワハラ、労働条件、解雇などの相談を労働問題に精通した総合労働相談員がお受けします。

② 労働局長による助言・指導

相談者の申立に基づき、所属する事業主など紛争当事者に対し、個別労働紛争解決制度による「助言・指導」を行うことにより、紛争の解決を促進します。

③ あっせん制度

相談の内容により、「あっせん」を申請することができます。弁護士等の紛争調整委員が紛争当事者間の主張を聞き、調整を行いながら円滑に紛争を解決するものです。

<お問合せ先> 厚生労働省岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

TEL019-604-3010 FAX019-652-7782